

給排水指定工事店説明会

1. 申請様式の変更について(p.1～p.7)
2. 指定給水装置工事事業者の更新制度について (p.8)
3. 給排水工事申請における留意点について (p.9～p.10)
4. その他、連絡事項 (p.11～p.13)



上下水道局料金課 給排水担当



1.申請様式の変更について

(1) 申請手続等における委任代理関係の明確化

対象書類

- 給水装置工事承認申請書
- 排水設備計画確認申請書

指定事業者または指定工事店が、申請者に代わって申請書類を提出する場合は、新たに申請書内に設けたチェック欄へのレ点チェックが必須になります。詳細は次のページでご確認ください。

施行日 令和5年4月1日

※今後、新たに作成する申請書につきましては、新様式をご使用ください。

1.申請様式の変更について

給水装置工事承認申請書 (兼)給水装置工事設計審査申請書

豊田市水道事業給水条例第5条第1項の規定により給水装置の新設等を申し込みたいので、裏面記載事項を遵守することを誓約の上、次のとおり申請します。

排水設備計画確認申請書

豊田市公共下水道条例第6条第1項・豊田市污水处理施設条例第5条第1項の規定による排水設備等の計画の確認を受けたいので、裏面記載事項を遵守することを誓約の上、次のとおり申請します。

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者 住所 〒

アパート等の名称及び部屋番号

フリガナ

氏名 _____ 電話番号 (_____) _____

私(申請者)は、次の指定給水装置工事事業者又は排水設備指定工事店を代理人として指定し、この申請並びにこれに関係する各種手続及び工事の施行の権限を委任します。

指定給水装置工事事業者(指定業員 第 _____ 号) 排水設備指定工事店(指定業員 第 _____ 号)

指定
工事

名称

名称

代表者

代表者

電話番号 (_____)

電話番号 (_____)

※申請に関連する書類（申込みから工事完了までの間に提出すべき各種書類）の作成・提出について、申請者と指定事業者または指定工事店の委任代理関係を明確にするものです。

※指定事業者または指定工事店が申請者に代わって申請に関連する書類を作成・提出する場合は、**申請者のレ点チェックが必須**になります。
引続き、適正な申請手続にご協力をお願いします。

1.申請様式の変更について

(2) 利害関係人の承諾欄の廃止

対象書類

- 土地使用承諾書（申請書の裏面）
- 私有管使用承諾書（申請書の裏面）

施行日 令和5年4月1日

※令和5年3月31日までにご提出された書類につきましては、審査の対象になります。

※令和5年4月1日以降は各承諾書について、上下水道局への提出は不要になりますが、審査の際、管理者が必要と認めた場合は、承諾書の提出を求めることがあります。

(3) 給水装置所有者及び管理区分の確認欄の廃止

対象書類

- 給水装置所有者及び管理区分の確認書（申請書の裏面）

施行日 令和5年4月1日

※令和5年3月31日までにご提出された書類につきましては、審査の対象になります。

1.申請様式の変更について

(裏)

表記の給水装置工事の新設等の申込み・排水設備に係る工事の申込みに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 関係する法令、条例及び規程を遵守します。
- 2 この申請書及び添付する承諾書等に虚偽の記載、記載漏れ等があり、事後に問題が発覚したときは、私(申請者)、指定給水装置工事事業者及び主任技術者並びに排水設備指定工事店及び責任技術者がその責めを負うこととします。
- 3 土地及び私有管の権利者と申請者が異なる場合は、権利者の承諾を得ます。また、布設後に土地の売却その他状況の変更をしようとするときは、あらかじめ関係者と協議します。

様式第5号(豊田市水道事業給水条例施行規程第4条関係)
様式第1号の2(豊田市下水道規程第3条関係)

土地使用承諾書

年 月 日

1 所有者	住所	氏名	使用地番
2 所有者	住所	氏名	使用地番
3 所有者	住所	氏名	使用地番
4 所有者	住所	氏名	使用地番
5 所有者	住所	氏名	使用地番

廃止

私有管使用承諾書

年 月 日

1 所有者	住所	氏名	使用地番
-------	----	----	------

記入上の注意

- 1 申請者本人以外の方の土地に排水装置及び排水設備を布設する場合(改造工事、撤去工事等を含む。)は、「土地使用承諾書」を記入し、提出してください。
- 2 申請者本人以外の方の私有管から分岐して給水を受ける場合(改造工事の取り直し等を含む。)は、「私有管使用承諾書」を記入し、提出してください。

様式第6号(豊田市水道事業給水条例施行規程第5条関係)

給水装置所有者及び管理区分の確認書

年 月 日

給水装置工事申請者(甲) 氏名

申請地に設置する給水装置は、甲の所有のものとなります。また、当該工事による給水装置のうち、配水管から第1乙止水栓までの公道内給水装置については、工事完成後直ちに市に管理移管し、第1乙止水栓から給水栓までの屋内給水装置(メーターを除く。)の維持管理については、水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者が行います。

申請書の裏面は遵守事項のみ残ります。
従来どおり両面印刷でのご提出をお願いします。

赤枠内は廃止になりますが、
工事に関するトラブル防止のため、
引続き申請者と各所有者の
承諾関係のご確認をお願いします。

1.申請様式の変更について



公共ます等設置(増設)申請書の“家屋所有者”及び“土地所有者”の承諾欄は廃止にはなりません。
引続き、各所有者のご捺印の上、申請書を提出いただく必要があります。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

公共ます等設置(増設)申請書

豊田市事業管理者 様

要綱第6条により、公共ます等の設置(増設)を申請します。
なお、公共ます等設置場所は、私有地内を承諾するとともに、豊田市が維持管理しやすいような状況に努めます。

土地所在地	豊田市	
家屋所有者 (地上権者)	住所 氏名	㊟
土地所有者	住所 氏名	㊟
面積	㎡	
公共ます設置希望個数	市負担	個

宅地

hl=

1.申請様式の変更について

様式のダウンロード方法（豊田市役所ホームページ）

現在位置: [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市の組織](#) > [上下水道局](#) > [料金課](#)

料金課

ページ番号1004550 更新日 2021年4月15日

仕事の概要

上下水道料金、上下水道の使用開始・中止の受付、検針、屋内給排水工事の相談、承認などに関すること

市政情報

> [市の組織](#)

> [上下水道局](#)

> [上下水道局各課](#)

> [経営管理課](#)

[トップページ](#) > [市政情報](#) > [市の組織](#) > [上下水道局](#) > [料金課](#)

ファクス番号

0565-34-6655

Eメール

ryoukin@city.toyota.aichi.jp

お問い合わせ

[専用メールフォームをご利用ください。](#)

> [水道維持課](#)

> [上水運用センター](#)

> [下水道施設課](#)

> [下水道建設課](#)



担当ページ

● [水道の使用開始について](#)

● [水道の使用中止について](#)

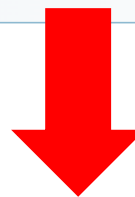


画面下へ移動

1.申請様式の変更について

担当ページ

- ◆ [水道の使用開始について](#)
- ◆ [水道の使用中止について](#)
- ◆ [上下水道料金の計算シミュレーション](#)
- ◆ [水道料金について](#)
- ◆ [「使用水量のお知らせ」の説明](#)
- ◆ [水道メータの見方及び漏水のチェック方法](#)
- ◆ [中高層集合住宅の各戸検針・各戸徴収制度について](#)
- ◆ [新築・建替えなどで新たに水道をひく場合](#)
- ◆ [下水道使用料について](#)
- ◆ [下水道使用料に関する届出をお忘れなく！](#)
- ◆ [新規取付管設置にかかる費用負担について（お知らせ）](#)
- ◆ [貯水槽水道（受水槽・高架水槽）の保守点検](#)
- ◆ [汚水ポンプ施設設置補助制度](#)
- ◆ [下水道接続（改造）工事融資あっせん制度](#)
- ◆ [豊田市指定給水装置工事事業者及び豊田市排水設備指定工事店](#)
- ◆ [給排水設備指定工事店の講習会資料](#)
- ◆ [給水台帳・排水設備ファイリングシステム](#)
- ◆ [取付管占用（土被り計算・設置標準図）について](#)
- ◆ [給水装置所有者変更届（売買・譲渡などによる）](#)
- ◆ [指定給水装置工事事業者指定申請書類ダウンロード](#)
- ◆ [給水装置工事申請書類ダウンロード](#)
- ◆ [給水装置工事施行基準の様式及び給水装置工事事業者規程の様式ダウンロード](#)
- ◆ [排水設備工事申請書類ダウンロード](#)
- ◆ [排水設備指定工事店について（新規、変更、辞退、責任技術者）](#)
- ◆ [指定給水装置工事事業者の更新制について](#)
- ◆ [給水装置工事の施行基準](#)
- ◆ [よく使う様式（給水装置工事・排水設備工事）](#)



続き

『よく使う様式』に給水装置工事および排水設備工事に係る様式を掲載しています。

令和5年4月1日以降に作成する書類については、最新の様式をダウンロードしてご使用いただきますようお願いいたします。

2.指定給水装置工事事業者の更新制度について(再掲)

令和元年10月1日に施行された「水道法の一部を改正する法律」により、指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になりました。

更新制は指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上や、実態との乖離の予防等を目的としています。

- ①指定の初回更新までの有効期間は法令等で定められています。
- ②有効期間経過後も引き続き指定を受けようとする場合は更新手続きが必要となります。
- ③更新手数料 : 1万円
- ④手続き方法等 : 更新該当年度の4月頃にご案内を送付します。
- ⑤必要書類 : ホームページにてご案内します。
(豊田市ホームページ→市政情報→市の組織→上下水道局→料金課
→担当ページ内の「指定給水装置工事事業者の更新制について」を参照)
- ⑥受付期間 : 各年度 6月～8月
審査時期の集中を避けるため、6月中の書類提出にご協力をお願いします。
(早くご提出いただいた場合でも、更新後の有効期間が前倒しになることはありません。)
- ⑦代表者・所在地・主任技術者・役員に変更がある場合は、別途書類が必要になります。
※特に、主任技術者の登録情報を変更していないことが多いため、現在の登録内容がご不明な場合は事前にお問合せください。

3.給排水工事申請における留意点について

(1)給排水工事の設計にあたっては、事前に申請者(施主)とよく協議した上で申請してください。また、必ず工事着手前に申請書を提出し、承認(確認)後に工事を施工してください。

※急ぎの工事であっても例外はありません。

(2)「給水装置工事の施工基準」、「下水道排水設備要覧」、「排水設備工事責任技術者更新講習用テキスト」や関係法令等をご確認いただき、適切な申請をしてください。

(3)給排水申請の標準的な審査期間は2～3週間程度です。提出書類に不備があった場合はさらに時間がかかります。余裕をもった申請を心がけてください。

(4)様式は、常に最新のをホームページからダウンロードして使用してください。

3.給排水工事申請における留意点について

(5) 申請書の書き方について、不備や不足の多い事項を中心にまとめた資料を作成しました。各注意事項をご確認いただき、円滑な申請審査業務の遂行にご協力いただきますようお願いいたします。

豊田市
Toyota City

色・文字サイズの変更 サイト内検索

くらしの情報 イベント情報 施設情報 事業者向け情報

現在位置: トップページ > くらしの情報 > 上下水道 > 工事・補助制度 > 給排水設備指定工事店の講習会資料

給排水設備指定工事店の講習会資料

ページ番号1003646 印刷

給排水設備指定工事店講習会で配布した資料です。社内研修等でご活用いただき、適切な対応に心がけてください。

講習会資料

令和4年度

- 令和4年度給排水指定工事店説明会資料(説明会は中止) (PDF)
 - 申請様式の変更について
 - 指定給水装置工事事業者の更新制度について
 - 給排水工事申請における留意点について
 - その他、連絡事項
- 給排水申請における注意事項 (PDF)**

令和3年度

- 令和3年度給排水指定工事店説明会資料(説明会は中止) (PDF)
 - 中高層集合住宅における各戸検針制度の変更について
 - 指定給水装置工事事業者の更新制度について
 - 各種様式の押印一部廃止について
 - 給排水工事申請における留意点について
 - その他、連絡事項

給排水申請における注意事項

- 申請書類に係る注意事項・・・P1～P3
- 給水装置工事に係る注意事項・・・P4～P6
- 排水設備工事に係る注意事項・・・P7～P9
- 申請書の見本

給排水申請書類において、不備や不足の多い事項をまとめました。

各注意事項をご確認いただき、円滑な申請審査業務の遂行にご協力いただきますようお願いいたします。

4.その他、連絡事項

●料金課 窓口対応時間についてのお願い(再掲)

令和2年4月1日より料金課の窓口対応時間を下記のとおり変更しています。

料金課窓口対応時間

- ・水曜日 **原則対応できません** (平成30年9月より実施)
- ・水曜日以外 8:30 ~ 12:00
13:00 ~ 15:00 の間

一般のお客様対応のため窓口閉鎖は行いませんが、上記の時間内に相談等をしていただくようご協力をお願いします。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

4.その他、連絡事項

●ファイリングシステムの更新について

令和5年4月1日からIDとパスワードが変更されます

令和5年3月31日をもって現在のIDとパスワードは利用できなくなります。新しいIDとパスワードの取得するには、ファイリングシステムの利用誓約書を提出していただく必要があります。

※ 利用誓約書は、給水・排水それぞれ別に提出していただく必要があります。
様式は、豊田市ホームページ 料金課担当ページ上に掲載しています。



利用上の注意

給水装置管理台帳及び排水設備台帳の宅内設備図は、個人情報になります。適切な管理を徹底してください。利用誓約書によるIDとパスワードは、あくまで閲覧のみの利用としています。所有者の承諾及び料金課の確認なしの持ち出し並びにスマホ等で画面を撮影する行為は、禁止しています。給水装置管理台帳及び排水設備台帳を持ち出す場合は、利用申請書(所有者の承諾)を必ず提出してください。

ファイリングシステムでは、いつ、何を利用しているか記録しています。問題発生時の責任の所在に関わります。利用後は、必ずログアウトしてください。

4.その他、連絡事項

●3月分の請求書の締切期日について

料金課への3月分の請求書(※1)の提出期限は、

令和5年 4月5日(水)です。

期限厳守をお願いします。

※1 給水 … 材料支給確認書

排水 … 取付管設置工事、公共ます設置工事 等